第１．民法とは

民法＝私法の一般法
私法＝私的生活を規律する法
一般法＝地域･人等に限定されない､一般的な関係を規律している法
（＝基本的なルール）
ex. お金を返してほしい、慰謝料を支払え、家を売ってほしい
→全て民法の適用あり
cf. 特別法＝特殊な事項ないし特殊な人について規定しているもの
ex. 会社法→会社にのみ適用される

第２．民法の構造

１．財産法

(1) 総則
財産法の全てに適用がある（家族法に適用があるかは争いあり）規定

(2) 物権
物に対する権利に関する規定

ア 総則
物に対する権利全てに適用がある規定

イ 各則
各物権（ex. 所有権、抵当権）の専用の規定

(3) 債権
人に対する権利に関する規定

ア 総論（総則）
債権全てに適用がある規定

イ 各論
各債権専用の規定

２．家族法

(1) 親族法
身分関係を規定（ex. 夫婦、親子）

(2) 相続法
人の死を原因とする財産関係を規定（ex. 法定相続、遺言）